

# マイナンバーカードの取得推進について

町民のみなさまにはマイナンバーカードの早期取得にご協力いただき、ありがとうございます。マイナンバーカードは、コンビニで住民票、印鑑登録証明書を取得できるなど、これ1枚で様々なサービスにご利用いただける便利なカードです。まだマイナンバーカードをお持ちでない方におかれましても交付申請をどうぞよろしくお願い致します。

## ◎南関町のマイナンバーカード普及率

・現在の普及率:22.4%



## ◎マイナンバーカード取得のメリット

- ①10年(20才未満は5年)有効な公的身分証明書
- ②自宅やオフィスから確定申告・納税等(e-Tax)手続き可能に
- ③マイナポイント(上限 5000 円分)  
※令和3年3月までにマイナンバーカードを交付申請した人が対象
- ④住民票・印鑑登録証明書をコンビニで取得  
※15才未満の人はコンビニ交付サービスを利用できません
- ⑤健康保険証として利用可能(令和3年3月から)

## ◎マイナンバーカードを取得するためには

ご自宅でスマートフォン・パソコンによる申請のほか、役場窓口・町内郵便局でも申請できます。

### ◇とき

- ・月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで  
※祝日・休日・年末年始を除く

### ◇申請に必要なもの

- ・QRコードが印刷された交付申請書(右図参考)  
※交付申請書は役場窓口で再発行できます
- ・本人確認書類(免許証、保険証など)



### ◇休日臨時窓口について(役場窓口のみ)

- ・平日ご来庁できない方のために休日臨時窓口を開設します。

【開設日時】令和3年2月13日(土)・3月20日(土)・4月24日(土)の午前9時から正午まで



通知カード  
交付申請書